# 令和5年度 岩手県における機構集積協力金の配分基準

令和 5 年 9 月 5 日 岩手県農林水産部農業振興課

「農地集積・集約化等対策事業実施要綱」(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知)別記3の第11の5に基づき、岩手県における機構集積協力金の配分基準を以下のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

- (1) 「令和5年度地域農業マスタープラン (地域計画) 実践に向けた農地集積・集約化推進方針 (令和5年3月31日付け農振第867号)」に基づき、農地中間管理事業を積極的に活用しながら、担い手への農地集積・集約化の取組を推進する。
- (2) 農地の集積・集約化に向けて、農地の流動化を一層促進する必要があることから、経営転換協力金の配分を優先するものとする。

### 2 配分基準

- (1) 機構集積協力金の配分
  - ① **経営転換協力金の配分** 要望額どおり配分する。
  - ② 地域集積協力金及び集約化奨励金の配分 経営転換協力金の配分後に、予算が不足する場合には、交付単価を一律引き下げて配分する。

#### 「配分のイメージ】

要望額 11,000 千円、国の内報額が 10,000 千円だった場合の配分の仕方

要望額(全県)		
機構集積協力金		11,000 千円
内訳	地域集積協力金	7,000 千円
	集約化奨励金	3,000 千円
	経営転換協力金	1,000 千円

予算額(国からの内報額)	
(機構集積協力金全体)	
10,000 千円	

① 経営転換協力金への配分

経営転換協力金に満額配分する。(配分後の予算残額は9,000千円)

10,000 千円 (全体予算額) -1,000 千円 (経営転換協力金) =9,000 千円 (予算残額)

② 地域集積協力金及び集約化奨励金への配分

経営転換協力金を除く要望額に対する予算残額の割合を、交付単価に乗じ、各地域へ配分する。 9,000 千円(予算残額)/(7,000 千円(地域集積協力金)+3,000 千円(集約化奨励金))=90%

交付単価を一律90%に引き下げ

# (2) その他

機構集積協力金は、国から配分される予算額の範囲内で、上記(1)に基づき交付するものであることから、地域または個人で交付要件を満たしている場合であっても、要望額どおり交付できない場合がある。